【危険空家の判定基準について】

危険空家の判定基準と事前調査について

町職員が現地に伺い、複数の項目に基づいて客観的に判定を行います。
調査には、事前調査申込みが必要となります。

危険空家の基準（目安）

１．建物の土台及び基礎

基礎に大きなひび割れや変形がある場合。

２．柱や梁の傾き

遠目から見て明らかに斜めに傾いている場合。
柱や梁が、基礎の沈下や部材の重篤な損傷で傾いている場合。

３．屋根・外壁の破損

破損・腐朽・クラックがある場合

４．隣接地や公道への影響

倒壊した場合、**隣の敷地や道路に届いてしまう状態（45 度以上の角度）」**にある場合。

※特に柱や梁の傾きが著しいものが対象となります。

判定方法について

町が調査票に基づき総合的に点数化を行います。
状況に応じて総合的に勘案し、「危険空家等」として判定されます。



建物の傾斜により、建具と柱に隙間が生じている。



外壁に亀裂が生じている。